

こどもの意見反映に関する有識者ワーキンググループ開催要領

(趣旨)

第1 「こどもの意見反映に関する有識者ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)の開催に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2 ワーキンググループの所掌事項は、北海道こども施策審議会こども施策部会(以下「部会」という。)から付託された事項とする。

(構成)

第3 ワーキンググループは、部会長が指名する部会委員とする。

2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の互選により選出する。

3 座長は、必要と認められるときは、構成員以外の者をワーキンググループに参加させることができる。

(庶務)

第4 ワーキンググループの庶務は、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課において行う。

(その他)

第5 ワーキンググループの開催は、原則として、公開とするが、協議する内容がこどもの意見反映等であることを踏まえ、取り扱うこどもの意見内容から個人が特定される恐れがある場合など、非公開とすることができる。

2 ワーキンググループの会議資料及び議事録は、不開示とされるものを除き、公表する。

附則

この要領は、令和6年5月20日から施行する。